

由利本荘市生活応援券事業 取扱加盟店募集要項

令和4年11月7日
由利本荘市商工会

1 目的

原油価格・物価高騰の影響を受けた市民の家計負担の軽減と地域における消費を喚起し、地域経済を支援するため、「由利本荘市生活応援券」を発行する。

2 募集受付期間

令和4年11月7日(月)～令和4年11月30日(水)

※周知方法については、由利本荘市商工会ホームページにて行う。

また、必要に応じて、由利本荘市広報誌への折込等を行う場合がある。

3 募集受付場所

由利本荘市商工会 本所及び各支所

※「由利本荘市生活応援券発行事業加盟店登録申請書」にて申請を行う。

※登録料は無料とする。

※事務経費の軽減を図るため、送金口座は原則、羽後信用金庫とする。

4 生活応援券の使用期間

令和4年12月17日(土)～令和5年1月31日(火)

5 生活応援券の使用制限

生活応援券は、次に掲げる物品及び役務の提供を受けるために使用することはできない。

- (1) 商品券・ビール券・切手・印紙・プリペイドカード等換金性の高いものの購入
- (2) 株式・先物・宝くじ等の金融商品の購入
- (3) たばこの購入
- (4) 国や地方公共団体への支払・各種公共料金等の支払い
- (5) 医療保険や介護保険などの一部負担金（処方箋が必要な医薬品を含む）の支払い
- (6) 土地・家屋購入、家賃・地代・駐車場等の不動産に関わる支払い
- (7) 事業活動に伴い使用する原材料、機器類及び仕入商品等に関する支払い
- (8) その他、由利本荘市商工会が指定するもの

6 生活応援券の換金

(1) 換金手数料は無料とする。

(2) 換金受付の期間は、令和4年12月19日(月)から令和5年2月28日(火)までとする。

(3) 換金受付窓口は、羽後信用金庫（由利本荘市内本支店）窓口とし、受付時間は通常営業時間内とする。

(4) 加盟店からの換金請求に基づき、月に2回、指定口座へ送金する。

(5) 事務経費の軽減を図るため、振込口座は原則、羽後信用金庫とする。

7 加盟店の責務

- (1) 加盟店は、由利本荘市商工会が無償配布する加盟店章を掲示する。
- (2) 特定取引において、商品券の受け取りを拒んではならない。
- (3) 商品券の現金との換金、金融機関への預け入れ、譲渡及び交換又は売買を行ってはならない。
- (4) 本件の額面に満たない利用に対する釣銭を出してはならない。
- (5) 偽造商品券について十分に留意して取り扱うこと。

8 その他

上記に記載の無い事項については、由利本荘市商工会が別に定める。